

千医第429号
令和5年4月3日

各地区医師会長 様

千葉県医師会長

令和5年度千葉県風しん抗体検査委託事業契約について

平素より、本会感染症対策事業の推進につきましては、格別なるご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、例年どおり契約いたしますのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきまして、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、昨年度までに登録の医療機関は継続となりますので、添付いたしましたエクセルファイルを、ご確認くださいませようお願い申し上げます。新規追加および辞退につきましては、これまでと同様に、随時ご連絡を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、実施要綱等につきましては、改めて千葉県より各医療機関へ送付されますのでご承知置き願います。

【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部疾病対策課 感染症予防班

TEL 043-223-2665

FAX 043-224-8910

担当：地域保健課江口

千葉県風しん抗体検査委託事業委託契約書

千葉県（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県医師会（以下「乙」という。）は、千葉県風しん抗体検査委託事業の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

なお、乙は乙の会員で千葉県風しん抗体検査委託事業への協力を承諾し、かつ、本契約に係る権限を乙に委任した医療機関（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものであり、当該業務の実施並びに委託料の請求及び受領等については丙が行うものとする。

（総則）

第1条 甲は、先天性風しん症候群の発生を未然に防止するため、風しんの抗体検査を実施し、必要な者に対して予防接種の実施へつなげることにより、先天性風しん症候群の発生予防を図ることを目的として、本事業を実施するものとする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲、乙及び丙は、信義に従い誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

（委託業務）

第3条 甲は、風しん抗体検査委託事業の実施を乙に委託し、乙は受託する。

（委託業務の実施方法）

第4条 乙は、前条の業務を丙において実施させるものとする。

- 2 乙は、丙の医療機関名・郵便番号・所在地・電話番号・ファックス番号を甲に通知するものとする。
- 3 丙は、甲が別に定める「千葉県風しん抗体検査委託事業実施要綱」等を遵守し、業務を実施するものとする。
- 4 乙は、丙において業務が円滑に実施されるよう丙の指導監督に努めなければならない。
- 5 前2項のほか、丙は、業務の実施について甲の指示に従わなくてはならない。

（委託料）

第5条 委託検査料は、E I A法による検査を行った場合、1人あたり6,750円とし、H I法による検査を行った場合、1人あたり5,480円とする。

- 2 甲は、第3条の業務に係る委託検査料として、丙に甲が定めた額を支払うものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第6条 乙は、丙が実施した風しん抗体検査業務に係る委託料の甲への請求を、丙に行わせるものとする。

- 2 丙が実施した業務に係る委託料を、甲に請求するときは、当該業務を実施した月ごとに取りまとめ、翌月末日までに、「千葉県風しん抗体検査委託事業取扱要領」の第6により甲へ請求する。

3 甲は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

(調査及び報告)

第7条 乙は、甲からこの委託事項について必要な調査、報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙及び丙は、この業務の実施に当たって別記個人情報取扱特記事項を遵守し、取り扱う個人情報を他にみだりに漏らしてはならない。この委託契約終了後も同様とする。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙の事情により、この契約を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 この契約を解除する場合は、甲又は乙が1か月前までに相手方に文書で通知するものとする。

(契約期間)

第10条 この契約の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金については、免除とする。

(補則)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行に当たり疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人



乙 千葉市中央区千葉港4番1号
公益社団法人千葉県医師会
会長 入江 康文



別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

- (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと
- (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報の取扱い

(収集の制限)

1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

- 6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部情報システム課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

- 1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

- 2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に仕様書に定めた購入予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価に仕様書に定めた購入予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

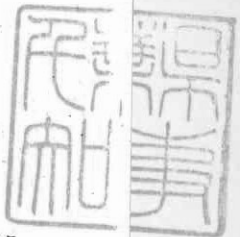
2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものを



いう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等(有資格業者でないものを含む。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に仕様書に定めた購入予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

